

墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）概要

- 1 産前産後の保険料減額に係る規定の新設等（第14条の3、第15条の8、第15条の9、第15条の16、第16条、第19条、第19条の5（新設）、第24条の5（新設）関係）

国民健康保険法及び同法施行令の一部改正に伴い、被保険者の産前産後期間における保険料の減額、当該減額に係る届出等について規定する。

(1) 減額の対象

世帯に出産する予定の被保険者又は出産した被保険者（以下「出産被保険者」という。）がいる場合は、出産被保険者の属する世帯の世帯主からの届出により、当該世帯主に対して賦課する保険料を減額する。

(2) 減額する額

出産被保険者の出産の予定日の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には3月前）から出産予定月の翌々月までの期間に係る所得割額及び被保険者均等割額とする。

ア 所得割額

$\text{出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等} \times \text{所得割の保険料率} \\ \times 1/12 \times \text{当該年度に属する月数}$

イ 被保険者均等割額

$\text{被保険者均等割額} (\ast) \times 1/12 \times \text{当該年度に属する月数}$ <p>※低所得者に係る減額を受けている場合は減額後の額</p>

(3) 出産被保険者に関する届出

ア 届出事項

- (ア) 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (イ) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (ウ) 出産の予定日
- (エ) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

イ 添付書類

上記ア(ウ)及び(エ)の事実を明らかにすることができる書類。出産後の届出については、これらの書類に加えて出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

ウ 届出の省略

区長（保険者）において、出産被保険者に係る届出事項等を確認することができる場合は、上記アの届出を省略させることができる。

- 2 その他所要の改正（第15条、第19条の2関係）

地方税法の一部改正により引用条文に移動が生じることに伴い、所要の規定整備を行う。

- 3 施行期日等

令和6年1月1日から施行し、出産被保険者の保険料減額に係る規定は、令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料について適用する。